

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	平成 26 年 7 月 29 日（火）午前 9 時～午前 11 時 20 分
開 催 場 所	301 会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財務部長、企画財務部財政担当部長、総務部長、市民部長、生活環境部長、生活環境部廃棄物・下水道担当部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、健康福祉部子ども家庭担当部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、議会事務局長、会計管理者  欠席者：なし
議 題	1 平成 26 年第 3 回市議会定例会提出議案について 2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題 1 について：提案のとおり、提出議案として決定する。 議題 2 について：第 3 回市議会定例会の招集期日は、9 月 3 日（水）である。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)  (発信者) ○印＝構成員 ●印＝説明員	議題 1 平成 26 年第 3 回市議会定例会提出議案について (1) 平成 25 年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について (市民部長説明) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する必要があるため、本案を提出する。 歳入決算額は 9,394,809,232 円、歳出決算額 9,289,098,490 円、歳入歳出差引残額及び実質収支は、105,710,742 円である。 (結 論) 提出議案として決定する。  (2) 平成 25 年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (市民部長説明) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する必要があるため、本案を提出する。 歳入決算額は 1,054,463,422 円、歳出決算額 1,016,006,437 円、歳入歳出差引残額及び実質収支は 38,456,985 円である。 (結 論) 提出議案として決定する。

(3) 平成 26 年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

（市民部長説明）

前年度繰越金等について補正する必要があるので、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(4) 平成 25 年度武蔵村山市一般会計歳入歳出決算認定について

（財政担当部長説明）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。

歳入決算額は 27,376,228,056 円、歳出決算額 26,538,176,093 円、歳入歳出差引残額 838,051,963 円である。

なお、翌年度へ繰り越すべき財源は 48,906,000 円であり、実質収支は 789,145,963 円である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(5) 平成 25 年度武蔵村山市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

（廃棄物・下水道担当部長説明）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。

歳入決算額は 1,320,786,055 円、歳出決算額 1,271,270,997 円、歳入歳出差引残額 49,515,058 円である。

なお、翌年度へ繰り越すべき財源は 5,000,000 円であり、実質収支は 44,515,058 円である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(6) 平成 25 年度武蔵村山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

（高齢・障害担当部長説明）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。

歳入決算額は 3,952,842,686 円、歳出決算額 3,839,424,798 円、歳入歳出差引残額及び実質収支は 113,417,888 円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(7) 平成 25 年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

(都市整備部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。

歳入決算額は 766,681,847 円、歳出決算額 739,097,349 円、歳入歳出差引残額及び実質収支は 27,584,498 円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(8) 武蔵村山市保育の必要性の認定に関する条例

(子ども家庭担当部長説明)

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 20 条の規定に基づく保育給付の支給認定に関し、保育の必要性の基準その他必要な事項について定める必要があるので、本案を提出する。

概要については、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）に基づき、以下の項目等を規定する条例を制定する。

ア 保育が必要な事由の基準

イ 保育必要量の区分

ウ 優先保育の基準

施行期日については、法の施行の日とする。

なお、当該提出議案は新規条例であるため、例規文書審査会に付議するものである。

(質 疑)

○ 内容は、基準を定める条例であるが、タイトルを「基準を定める条例」としなかった理由は何かあるのか。他を見ると基準を定める条例となっている。

● 特に理由はない。国から示された条例名でタイトルをいれたので、「基準」をあえて外した訳ではない。今後、例規文書審査会で調整を図る。

● 平成 27 年度から法が施行されると、新たにそれぞれ保育の必要性により、区分が設けられる。3 歳以上の保育の必要性の関係は、1 号認定と 2 号認定である。保育の必要性の事由として、1 か月当たりの就労時間の常態が 48 時間以上であること。これについては、現在の保育の必要量が、週 3 日 1 日 4 時間

以上の規定となっている。1か月当たりにすると48時間になるので、現状の保育量の時間と同様になっている。

また、保育の必要性の事由として以下の項目を規定している。

- (1)就労、居宅内の労働を含む。
- (2)妊娠中であるか又は出産後間もないこと。
- (3)疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること
- (4)同居又は長期入院等している親族を常時介護又は看護していること。
- (5)震災、風水害、火災、その他災害の復旧に当たっていること。
- (6)求職活動を行っていること。
- (7)就学していること。
- (8)虐待やDVの恐れがあること。
- (9)育児休業取得時に既に保育を利用している児童がいて継続利用が必要であること
- (10)その他上記に類するものとして市長が認める事由に該当すること。

● 保育の必要量の区分について、保育標準時間の1日11時間までの保育と保育短時間の1日8時間までの利用時間がある。

○ どの自治体も一斉に提案するのか。

● そのとおりである。平成27年度の保育関係の児童募集時期は、幼稚園が10月頃から、保育園は年末頃からである。条例を制定して示していくに当たり、9月に条例を提案している自治体がほとんどである。

○ 幼稚園や保育園の入園のしおりは、この条例に基づいてつくるのか。

● 基本的には、そうである。

○ 府令とは何か。

● 内閣府令のことである。

○ 法の施行の日から施行とあるが、いつからか。

● 平成27年4月1日施行予定であるが、消費税10%の関係があるので、あくまで予定である。

○ 消費税が10%に増税しない場合は施行日がずれるのか。

● 遅れる可能性はある。

○ パンフレット等の作成に当たっては、はっきりしないといけない。

● 作成の仕方は、現在検討中であるが、現状は、消費税が10%に増税する前提で動いている。

- 既存の幼稚園にもこの条例が適用されるのか。
- この条例については、新制度に移行する幼稚園が対象である。
- 新制度に移行しない幼稚園もあるのか。
- そのとおりである。保育園は自動的に新制度に移行する。
- 保育の必要性の認定に関する条例なので直接、幼稚園に適用されないのではないか。
- 従来型の幼稚園は、この条例は適用されない。新制度に移行し、幼稚園に保育機能をもたせることもできる。
- 認定こども園ではないのか。
- 新制度に移行する幼稚園で預り保育もできる。
- 認定こども園とは別に、新制度に移行する幼稚園についてもこの条例が適用されるということか。幼稚園のまま認定こども園にならずに、この条例が適用されるということか。
- 新制度に移行する認定こども園や幼稚園は、この条例が適用されるが、移行しないということであれば、従来のままである。
- 移行した場合は、保育に欠ける要件がないと入れる園がなくなるのか。
- 幼稚園に保育機能がある場合は、利用時間によって、認定が変わってくることもある。
- 条例を新設するに当たって、保育の実施に関する条例を廃止するが、旧法で入園していた子どもが、新しい法律に基づいて入園する時に、資格要件がなくなって、継続にならなくなるということはあるのか。
- そのようなことはない。
- 新法適用の条例を作るのに、今までの市の条例を廃止するわけであるが、どこにどう影響するのか。どこがどう変わるのか。そういう説明をしていただきたい。
- 新制度に移行するに当たっては、今現在の保育園や幼稚園に通っている子どもが通えなくなることはない。新制度は幼稚園に保育機能があれば、保育園でなくても保育が必要な場合は幼稚園に通えることができる。つまり、入園先が広がることになる。  
ただし、市内の幼稚園4園のうち、個人園の村山幼稚園は、国の方で経過措置を設けていないので、新制度に移行するが、残りの3園については新制度に移行しない報告をいただいている。3園は既存の幼稚園の体系でいく。
- 村山幼稚園は3歳以下でも預かるのか。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3歳以上である。3歳以上で保育の機能をもつこともできる。</li> <li>○ 特別な保育室を設けるのか。</li> <li>● 保育室を設けると考える。</li> <li>○ 保育士も割合を設けるのか。</li> <li>● そのとおりである。</li> <li>○ 村山幼稚園は法人ではないのか。</li> <li>● 法人ではない。</li> <li>○ 保護者が戸惑うことはないのか。</li> <li>● 保育園は、現状とほとんど変わらない。幼稚園は、保育機能をもつことで、就労形態で選べるようになる。</li> <li>○ 新しい条例によって、入園希望者が増加するのか。それとも減少するのか。</li> <li>● 幼稚園で保育機能をもつことが可能になるので、増加すると考える。</li> <li>○ 待機児の解消にもなるのか。</li> <li>● 保育園で待機児になっている3歳以上の子どもは状況によっては、幼稚園に入園できることになるので、待機児の解消につながる。</li> <li>○ 幼稚園及び保育園の保育料は同じなのか。</li> <li>● 新制度に移行する幼稚園間は同じである。</li> <li>○ 保育園は現在、所得税額で保育料の算定をしているが、幼稚園はどうなるのか。</li> <li>● 幼稚園も保育園と同様に市民税で算定する。</li> <li>○ 保育園と同じような階層ができるのか。</li> <li>● そのとおりである。</li> <li>○ その階層が幼稚園と保育園で若干違うのか。</li> <li>● そのとおりである。</li> <li>○ 村山幼稚園が新制度に移行すると、希望する人がいれば、待機児童解消になるのか。</li> <li>● そのとおりである。いずれ全幼稚園が新制度に移行しなければならない。</li> <li>○ いつまでに移行しなければならないのか。</li> <li>● 5年間の経過措置である。</li> <li>○ 5年後、保育園と幼稚園の違いは何か。機能的には同じになるのか。</li> <li>● 運営の仕方であるが、幼稚園に入園すると、幼稚園の教育方針で児童が、保育を受けられる。</li> <li>○ 教育も入ってくるのか。</li> <li>● 幼稚園の運営の仕方については、まだ不明なところがある。</li> </ul>
--	--

○ 申請について、保育園は市で受付をして市が保育料を徴収しているが、幼稚園の場合はどうなるのか。申請は市で受けるのか。それとも今までどおり幼稚園なのか。

● 幼稚園で受ける。

○ 認定も幼稚園で行うのか。

● 認定は市で行う。

○ 申請は幼稚園で受けて、市で認定することになるのか。

● そうなると思われる。

○ 保育の必要性を市に申請する必要があるのではないかと。それで、就労の度合いに応じて認定するのか。

● そのとおりである。

○ 保育の必要性が市に認定された後、個別に幼稚園や保育園に入園を申込みスタイルになるのではないかと。

○ 色々なことが想定されるので、しっかりと準備していただきたい。

(結 論)

提出議案として決定する。

(9) 武蔵村山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

(子ども家庭担当部長説明)

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 34 条第 2 項及び第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について定める必要があるため、本案を提出する。

概要については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）に基づき、以下の項目等を規定する条例を制定する。

ア 利用定員に関する基準

イ 運営に関する基準

施行期日については、法の施行の日とする。

なお、当該提出議案は新規条例であるため、例規文書審査会に付議するものである。

幼稚園を除く特定教育保育施設の利用定員を 20 人以上とする基準と運営に関する基準を定めている。

(質疑)

○ 元々、市にあった基準なのか。ここで新しく基準を定めるのか。

● 新しく定める基準である。

- 今まで東京都等で定めていた基準を市町村が定めなければならなくなったのか。
- そのような内容も含まれる。
- 定義における市内の保育機能について、要件や基準が、変更されたところを教えてください。
- 認定こども園については、利用定員を 20 人以上として、認定の区分ごとに利用定員等を定めていただくのが、認定こども園である。
- 本市において認定こども園はないのか。
- 認定こども園はない。保育所については、通常の保育所と同様であるが、利用定員を 20 人以上として、保育の必要な 2 号と 3 号認定の児童が入園できるのが保育所である。幼稚園については、1 号認定の 3 歳以上の児童である。家庭的保育事業は、利用定員数を 1 人から 5 人以下として、3 号認定ということで 3 歳未満児ということになる。
- 保育ママのことか。
- そのとおりである。小規模保育事業については、A 型及び B 型は定員が 6 人以上 19 人以下で、C 型は 6 人以上 10 人以下で 3 号認定の子どもの利用である。
- 小規模保育事業についても市内にないのか。
- 市内にはない。居宅訪問型保育事業については、利用定員を 1 人として、3 歳未満の子どもの利用ということで、自宅に訪問して、保育をすることである。事業所内保育事業については、雇用する労働者の子どもとその他の子どもに区分して、3 号認定の子どもの利用をする事業所である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(10) 武蔵村山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(子ども家庭担当部長説明)

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 34 条の 8 の 2 の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について定める必要があるので、本案を提出する。

概要については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 63 号)に基づき、以下の項目等を規定する条例を制定する。

- ア 設備に関する基準
- イ 職員に関する基準



ウ 運営に関する基準

施行期日については、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 24 年第 67 号）の施行の日とする。

なお、当該提出議案は新規条例であるため、例規文書審査会に付議するものである。

現在の学童クラブの運営基準を変更するものではない。面積について 1.65 平方メートル以上の基準を設けることになるが、既存の学童クラブに対しては、適用しない。新たに整備する学童クラブに関しては、該当する。また、暴力団の排除条例等を記載している。

放課後児童支援員の数については、支援の単位ごとに 2 人以上とする規定を設けている。ただし、その 1 人を除き、補助員をもって、これに代えることができる。放課後児童支援員は、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならないという規定を設けている。また、保育士の資格を有する者、社会福祉士の資格を有する者、高等学校を卒業した者等で 2 年以上児童福祉事業に従事したもの、教員の資格を有する者、大学又は大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者、大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を取得したことにより大学院への入学が認められた者、高等学校等を卒業した者であり、かつ 2 年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの等の規定が新たに設けられる。

（結 論）

提出議案として決定する。

(11) 武蔵村山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

（子ども家庭担当部長説明）

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について定める必要があるので、本案を提出する。

概要については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）に基づき、以下の項目等を規定する条例を制定する。

- ア 家庭的保育事業に関する基準
- イ 小規模保育事業に関する基準
- ウ 居宅訪問型保育事業に関する基準
- エ 事業所内保育事業に関する基準

施行期日については、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）の施行の日とする。

なお、当該提出議案は新規条例であるため、例規文書審査会に付議するものである。

家庭的保育事業の基準については、家庭的保育者は市長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認めた者とし、家庭的保育補助者は市長が行う研修を修了した者とする。

職員数については、乳幼児 3 人につき家庭的保育者 1 人という規定になっており、家庭的保育補助者を置く場合は、乳幼児 5 人までとなっている。

設備の面積基準等については、9.9 平方メートル以上が必要である。また、3 人を超えて保育する場合は、乳幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上必要である。また、トイレ等を設けることになっている。屋外遊技場については、同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭で、満 2 歳児以上の幼児 1 人につき、3.3 平方メートル以上となっている。

保育時間は 1 日 8 時間を原則となっている。

小規模保育事業 A 型については、保育従事者は保育士となっているが、保健師又は看護師を 1 人に限り、保育士とみなすことができる。保育士の数は、乳児おおむね 3 人につき 1 人、満 1 歳以上満 3 歳未満に満たない幼児おおむね 6 人につき 1 人、満 3 歳以上満 4 歳未満に満たない児童おおむね 20 人につき 1 人、満 4 歳以上の児童おおむね 30 人につき 1 人となっている。

設備の面積基準等については、満 2 歳未満において、乳児室又はほふく室の面積が 1 人につき 3.3 平方メートル以上、満 2 歳以上において、保育室又は遊戯室の面積が 1 人につき 1.98 平方メートル以上でトイレ等を設けることとしている。

屋外遊技場については、満 2 歳以上は、幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上となっている。

保育時間については、原則 8 時間である基準となっている。

小規模保育事業 B 型については、保育従事者は、保育士又は所定の研修を修了した者となっている。同じく、保健師又は看護師

を 1 人に限り、保育士とみなすことができる。

保育従事者の数については、乳児おおむね 3 人につき 1 人、満 1 歳以上満 3 歳未満幼児おおむね 6 人につき 1 人となっている。

設備の面積基準及び保育時間については、小規模保育事業 A 型と同様である。

小規模保育事業 C 型については、保育に従事する職員は、家庭的保育者及び家庭的保育補助者となっている。

家庭的保育者の数については、乳幼児 3 人につき 1 人となっている。

設備の面積基準等については、満 2 歳未満は乳児室又はほふく室の面積が、1 人につき 3.3 平方メートル以上、満 2 歳以上は保育室又は遊戯室の面積が 1 人につき 3.3 平方メートル以上で、トイレを備えることになっている。保育時間は 8 時間を原則としている。

居宅訪問型保育事業については、保育に従事する職員は、家庭的保育者として市長の研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認めた者となっている。

家庭的保育者の数については、乳幼児 1 人につき 1 人となっている。

保育時間は 1 日原則 8 時間となっている。

利用定員 20 人以上の事業所内保育事業については、保育に従事する職員は、保育士となっており、保健師又は看護師を 1 人に限り、保育士とみなすことができる。

保育士の数については、乳児おおむね 3 人につき 1 人、満 1 歳以上満 3 歳未満幼児おおむね 6 人につき 1 人となっている。

設備の面積基準等は、満 2 歳未満において、乳児室の面積が 1 人につき 1.65 平方メートル以上、ほふく室の面積が 1 人につき 3.3 平方メートル以上、満 2 歳以上において、保育室又は遊戯室の面積が 1 人につき 1.98 平方メートル以上でトイレ等を設けることとしている。

給食を提供することになっており、保育時間については、1 日原則 8 時間となっている。

利用定員 19 人以下の事業所内保育事業については、保育従事者は、保育士又は市長が行う研修を修了した者で、保健師又は看護師を 1 人に限り、保育士とみなすことができる。

保育士の職員数については乳児おおむね 3 人につき 1 人、満 1 歳以上満 3 歳未満幼児おおむね 6 人につき 1 人となっている。

設備の面積基準等は、満 2 歳未満において、乳児室又はほふく室の面積が 1 人につき 3.3 平方メートル以上、満 2 歳以上におい

て、保育室又は遊戯室の面積が1人につき1.98平方メートル以上でトイレ等を設ける必要がある。

給食を提供することになっており、保育時間については、1日原則8時間となっている。

(質疑)

- 4つの事業は、武蔵村山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例にも盛り込まれていた。4つだけについて基準を定めるのか。
- 特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例については、運営に関するものである。こちらは運営にあたっての設備基準である。
- 運営に関する基準は規則でもよいのではないか。これも条例で定めるのか。
- 国からは条例で制定すると示されている。
- 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準というのは、認可をする基準であるので、認可主体が幼稚園や認定こども園は東京都が認可するので、そういったものは都の条例で定められている。しかし、小規模保育事業等に係る施設を認可する主体は市なので市が条例で定めなければならない。
- 4つの事業については市が認可するのか。
- そのとおり。
- 現在市内で行われているのは家庭的保育のみか。
- 事業所内保育もある。
- 事業所内保育も適用になるのか。
- 新制度に移行するのであれば適用されるが、既存のままであれば、適用されない。
- 附則で5年の猶予期間があるが、5年で移行が全て済むのか。
- 5年を目途にということである。
- 事業所内保育等は5年では難しいのではないか。
- 事業所内保育は自社の福利厚生で行っているものがほとんどであるので、外部の人を受け入れることはあまりないのではないか。もちろん待機児対策としてお願いはしていく必要がある。
- ほとんど国が基準を示している。その基準も参酌するものと従うべき基準がある。
- 小さい企業で実施していても市で把握するのが難しい。
- 確かに届出制度はないので実態把握が難しい。課題であると認識している。

(結 論)

提出議案として決定する。

(12) 武蔵村山市保育費用徴収条例の一部を改正する条例

(子ども家庭担当部長説明)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 106 号）の施行に伴い規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

概要については、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

施行期日については、平成 26 年 10 月 1 日とする。

(結論)

提出議案として決定する。

(13) 武蔵村山市立学童クラブ設置条例の一部を改正する条例

(子ども家庭担当部長説明)

学童クラブの名称を改めるとともに規定の整備を図る必要があるため、本案を提出する。

概要については、現在の第一・第二・第四・第五・第六・第七・学童クラブ及び残堀学童クラブの名称を地域の名称等に改める。

ア 第一学童クラブをさいかち学童クラブとする。

イ 第二学童クラブを雷塚学童クラブとする。

ウ 第四学童クラブを大南学童クラブとする。

エ 第五学童クラブを山王森学童クラブとする。

オ 第六学童クラブを中藤学童クラブとする。

カ 第七学童クラブを残堀・伊奈平学童クラブとする。

キ 残堀学童クラブを中原学童クラブとする。

児童福祉法の改正に伴い、学童クラブの入所対象者を「おおむね 10 歳未満の児童」から、「小学校に就学している児童」に改める。

施行期日については、平成 27 年 4 月 1 日とする。

(質疑)

○ 「おおむね 10 歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」に改めることについて具体的に教えていただきたい。

● 現在、小学校 3 年生までが入所対象者となっているが、小学校 6 年生まで拡大することになった。新制度の移行に当たっては、対象者が小学校 6 年生までに拡大したことにより、小学校に就学している児童に改める。障害児については既に、小学校

6年生まで受け入れをしている。

- 学童クラブの施設の名称は従来数字となっていたものを地域の名称に改めるということであるが、他の公共施設でも地域名ではなく数字を使用しているものがあるかと思うが、そのような施設も機会をとらえ同じように変更をしていくのかどうか確認をしたい。具体的なものとして、小学校、中学校、老人福祉館がある。
- それぞれ施設ごとに歴史や経過がある。学童クラブについては、新しくできたところは数字ではなく地域の名称がついており、統一性がとれていなかったのもので、ここで改正するという事である。今回の改正をきっかけとして他の施設についても改正をするという考えは現在のところはない。
- 学童は、これまでも待機者がいたのに、小学校6年生までにすると待機者が増えてしまうのではないかと。主管課としてはどのように考えているのか。
- 増えることが予想されるので、ランドセル事業、放課後子ども教室を利用してもらい、待機者が増えないようにしていきたい。

(結論)

提出議案として決定する。

(14) 武蔵村山市心身障害児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

(高齢・障害担当部長説明)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）の施行に伴い規定を整備する必要があるため、本案を提出する。

武蔵村山市心身障害児医療費助成に関する条例第3条第1項第3号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

施行期日については、平成26年10月1日とする。

(結論)

提出議案として決定する。

(15) 武蔵村山市下水道条例の一部を改正する条例

(廃棄物・下水道担当部長説明)

汚水排出量の認定方法を改める必要があるため、本案を提出す

る。

概要については、武蔵村山市下水道条例第 12 条の 4 第 1 項第 3 号(使用する水の量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なる場合は、その使用者に「汚水の排出量」を申告させ、その内容を審査し認定する)の規定を削除するとともに、当該使用者から公共下水道に「排出されない量」を申告させる等の条項を追加する。

施行期日については、平成 26 年 10 月 1 日とする。

(質疑)

○ 施行期日が平成 26 年 10 月 1 日ということだが、経過措置はないのか。

● 現在、一般家庭の下水道使用量は上水道の使用量をもって下水の排出量とみなしている。今回の改正案は、例えば、工場で清涼飲料水等の製造など水道水を製品に含んで出荷し、汚水として排出する量が少ない場合に適用される。一般家庭との均衡を保つため、改正をするものである。現行の規定を適用している事業者は 3 件ある。経過措置として現在使用しているメーターの耐用年数までは認めている。

○ 下水道料金は 2 か月分をまとめて支払うような形かと思うが、月と月の間に 10 月 1 日が当たることはないか。

● それはない。

○ 条例改正に伴って、3 者にとって利益となるのか不利益となるのか。

● 不利益になると思われる。これまで、汚水の排出量で料金を算定していたものが、今回の条例改正で、基本的には水道の使用量で算定されることになる。

○ 排出されない量を申告することにしても、これまでと変わりが無いように思えるのだが。

● 製氷工場等であれば、汚水の排出量ではなく、製品製造に使用した排出されない量を申告することができる。それ以外の業種であるとそれは難しい。

○ 顧客が飲用のために消費した水の量などは申告できなくなるということ。

○ メーターの耐用年数のうちは適用しないということだが、附則に規定する必要はないのか。

● これから、文書情報課と調整をする。

○ 飲料や散水した量が証明されれば、下水道料金として取らないということか。

● 例えば、散水用のメーターなどがあれば、減量申告できる。

○ なぜ年度途中で改正するのか。

- 一般家庭との均衡を保つためにも、できるだけ早く対応をするためである。
- 一般家庭にメーターを付けることを認めるような条例とした方が平等なのではないか。
- そもそも、排水量がわからないから水道量を下水量とみなしているの、水道量より排出量が少ないのであれば、下水管や処理場へ与える負荷も少ないのだから処理場の運営費も下がるわけである。そうなのであれば、排出量で算定してなぜいけないのか。
- 一般家庭が排出量メーターを付けるのは高額で難しい。企業と一般家庭との均衡が取れないので、水道使用量で排出量をみなすのが原則である。
- 10月1日から施行ということだが、公布の日からでもいいのではないか。
- 毎月の汚水の量を申告させるので、10月1日とした。
- なるべく早く適用されるのであれば、公布の日からが良いが、周知期間を取るためにも10月1日とする方が良い。

(結論)

提出議案として決定する。

(16) 平成26年度武蔵村山市一般会計補正予算(第3号)

(財政担当部長説明)

前年度繰越金等について補正する必要があるので、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結論)

提出議案として決定する。

(17) 平成26年度武蔵村山市下水道事業特別会計補正予算(第1号)

(廃棄物・下水道担当部長説明)

前年度繰越金等について補正する必要があるので、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結論)

提出議案として決定する。

(18) 平成26年度武蔵村山市介護保険特別会計補正予算(第1号)

(高齢・障害担当部長説明)

前年度繰越金等について補正する必要があるので、本案を提出



する。

内容等については、現在精査中である。

(結論)

提出議案として決定する。

(19) 市道路線の認定について

(建設管理担当部長説明)

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、本案を提出する。

歴史民俗資料館分館整備に伴う道路用地の寄付の申出を受け、市道路線として認定する路線は、武蔵村山市大南三丁目 5 番地先を起点とし、武蔵村山市大南三丁目 5 番地先を終点とする幅員 5.0m、延長 32.88m の一般市道 B 第 188 号線である。

(結論)

提出議案として決定する。

(20) 教育委員会委員の任命について

(企画財務部長説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号) 第 4 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

概要については、武蔵村山市教育委員会の指田 登美子氏が、平成 26 年 9 月 30 日付で任期満了となるので、後任の委員を任命するものである。後任の教育委員会委員の任期は、平成 26 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までである。

なお、本案件については、追加予定である。

(結論)

提出議案として決定する。

(21) 固定資産評価審査委員会委員の選任について

(企画財務部長説明)

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、本案を提出する。

概要については、武蔵村山市固定資産評価審査委員会の波多野 征夫氏が、平成 26 年 9 月 30 日付で任期満了となるので後任の委員を選任するものである。後任の固定資産評価審査委員会委員の任期は、平成 26 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までである。

なお、本案件については、追加予定である。

(結論)

提出議案として決定する。

	<p><b>【報告事項】</b></p> <p>(1) 専決処分の報告について  (建設管理担当部長説明)  地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。  概要については、平成 26 年 5 月 26 日、市内大南五丁目 62 番地の主要市道 70 号線で、市の境界プレートが自動車の左前タイヤに刺さり、タイヤがパンクする事故が発生したものである。  (結 論)  報告事項として決定する。</p> <p>(2) 平成 25 年度武蔵村山市の健全化判断比率及び資金不足比率について  (財政担当部長説明)  地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、報告する。  概要については、平成 25 年度武蔵村山市の健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び公営企業会計の資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告するものである。  (結 論)  報告事項として決定する。</p> <p>議題 2 その他</p> <p>(1) 第 3 回市議会定例会の招集期日について  第 3 回市議会定例会の招集期日は 9 月 3 日（水）である。</p>
--	--

会議録の開示 ・非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開 示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等： ) <input type="checkbox"/> 非 開 示（根拠法令等： )
------------------	--

庶務担当課	企画財務部 企画政策課（内線：374）
-------	---------------------

（日本工業規格 A 列 4 番）